

○小牧市議会の議決すべき事件を定める条例

平成 28 年 6 月 30 日

条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。

- (1) 市民憲章の制定、変更又は廃止
- (2) 都市宣言（市の重要な課題等について、市の意思及び方針を宣明し、市政の方向付けをするものをいう。以下同じ。）の制定、変更又は廃止

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に制定、変更又は廃止をする市民憲章又は都市宣言について適用する。

(小牧市都市宣言の議決に関する条例の廃止)

- 3 小牧市都市宣言の議決に関する条例（平成 26 年小牧市条例第 32 号）は、廃止する。